

《男女共同参画社会の実現》

認め合う心と心でひろがる未来

第4次東員町男女共同参画プラン

令和5年3月



男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会」とは、女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むことで、地域や家庭・職場・学校などあらゆる場面で、男性も女性も対等なパートナーとして個性と能力を発揮し、だれもが自分らしい生き方を選択できる社会になります。



目次

第1章 プランの策定にあたって

1	プランの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	県の計画のポイント・・・・・・・・	4
5	計画の位置づけ・・・・・・・・	5
6	計画の期間・・・・・・・・	5

第2章 東員町の現状

1	人口・世帯・就労の状況・・・・・・・・	6
---	---------------------	---

第3章 プランの目標

1	基本理念・・・・・・・・	7
2	基本目標・・・・・・・・	8
3	プランの体系・・・・・・・・	9
4	目標指標・・・・・・・・	11

第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重し合うまちづくり

基本方針①	男女共同参画意識の啓発・・・・・・・・	12
基本方針②	人権・男女共同参画教育の推進・・・・・・・・	13
基本方針③	生涯を通じた男女共同参画に関する学びの機会の創出・	14

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり

基本方針①	就労環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	15
基本方針②	ワーク・ライフ・バランスの普及・推進・・・・・・・・	16
基本方針③	審議会などへの女性の積極的参画の推進・・・・・・・・	17
基本方針④	管理職・管理部門などへの女性の進出促進・・・・・・・・	17

基本目標Ⅲ 多様な生き方を選択できるまちづくり

基本方針①	多様なニーズに対応した子育て支援の充実・・・・・・・・	18
基本方針②	生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・	19
基本方針③	複合的に困難を抱える人への支援・・・・・・・・・・	20

基本目標Ⅳ 安全で安心して暮らせるまちづくり

基本方針①	DV対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
基本方針②	男女共同参画を踏まえた防災の充実・・・・・・・・・・	23

第5章 推進体制

1	プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	PDCAサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

第6章 資料編

1	男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・	26
2	東員町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・	30



第1章 プランの策定にあたって

1 プランの趣旨

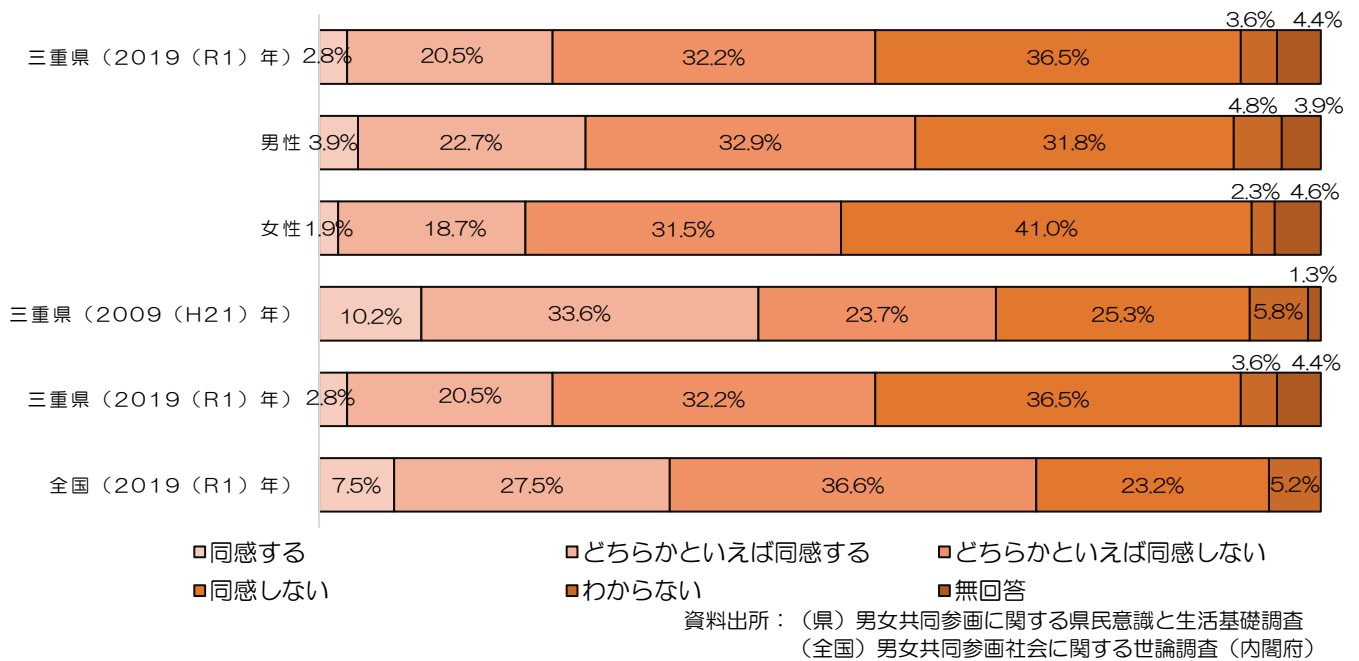
1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すことが定められました。

男女共同参画に関する調査では、男女の性別役割分担意識は低くなっているものの【図1】、実際の家庭生活での役割分担は妻に偏っており【図2】、社会全体で見ると男女平等の実現にはまだまだ遠い結果として表れています。

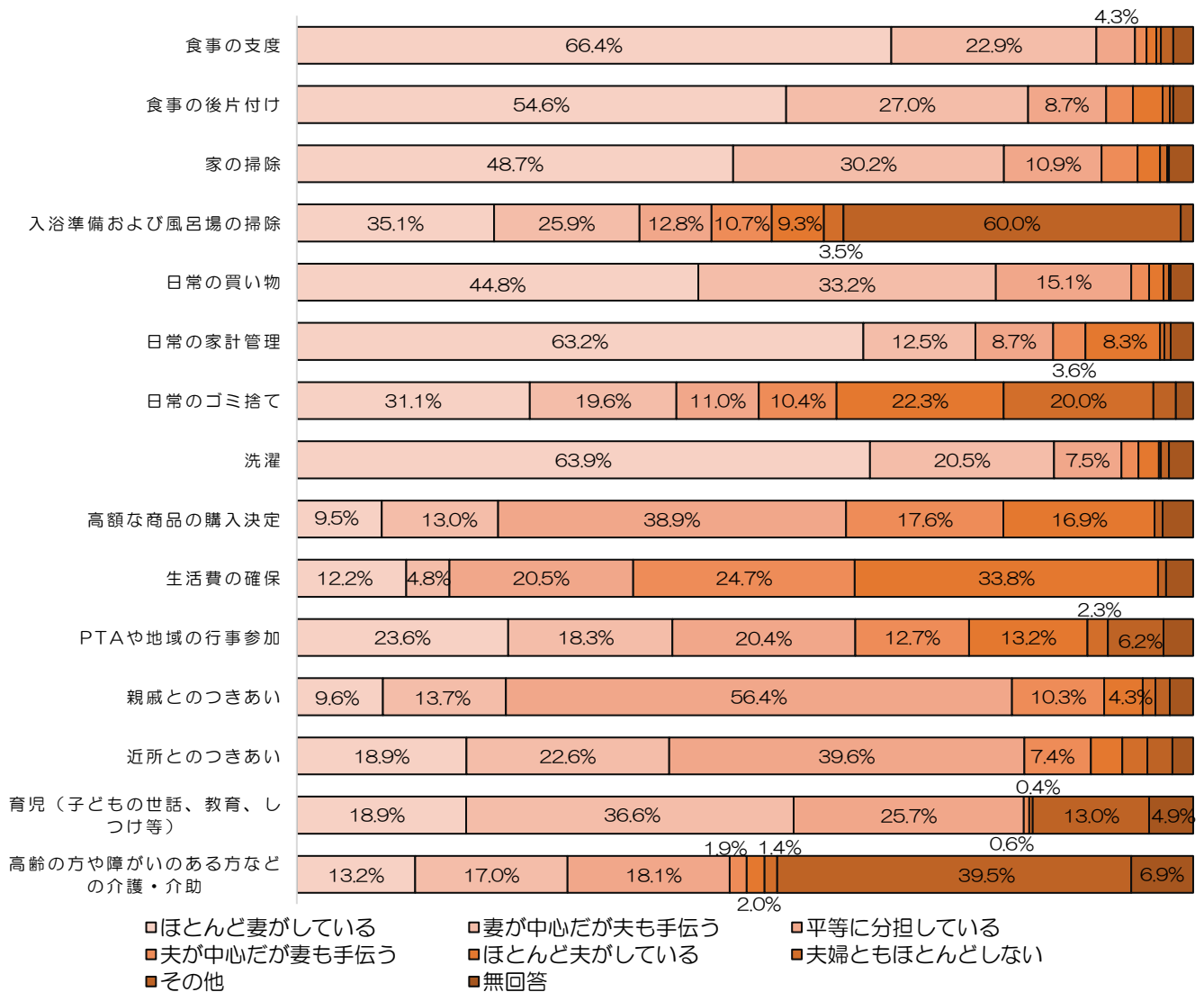
また、2020（令和2）年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅ワークや学校の休校による家族の在宅時間増加の影響からDV被害や児童虐待などが増加しています。

第3次東員町男女共同参画プランが2022（令和4）年度で計画期間の期限を迎えることから、現状における課題に対して実効性のある施策を進めるため、第4次東員町男女共同参画プランを策定するものです。

【図１】「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識
（第３次三重県男女共同参画基本計画参照）



【図２】家庭における役割分担
（第３次三重県男女共同参画基本計画参照）



2 国の動向

我が国では、2018（平成30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法で成立しました。基本原則として、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となるよう目指すことが掲げられたほか、それに向けた国や地方公共団体などの責務及び基本的施策、政党などの努力が定められています。

また、管理的職業従事者（管理職）に占める女性の割合は、主な先進国ではおおむね30%以上となっている一方、日本全体では14.8%（2019（令和元）年）と非常に遅れています。こうした中、2015（平成27）年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が2019（令和元）年に改正されました。これにより、法に基づく一般事業主行動計画策定の義務の対象が現行の常時雇用労働者数301人以上の企業から同101人以上の企業に拡大（施行は2022（令和4）年4月）するなど、取り組みが強化されました。

さらに、2003（平成15）年に「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標が掲げられ、2015（平成27）年策定の「第4次男女共同参画基本計画」においても、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなどの取り組みが進められてきました。しかし、国際社会における推進状況と比較すると、政治・経済分野を中心に遅れており、世界経済フォーラムが2019（令和元）年に発表したジェンダーギャップ指数（各国の男女間格差を数値化したもの）は、153か国中121位と過去最低となっています。こうした状況や経済社会環境、国際情勢の変化を踏まえ、新たにSDGsの達成に向けた取り組みを位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画」を2021（令和3）年に策定し、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取り組みを進めることとしています。

3 県の動向

三重県では、2011（平成23）年に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を見直し、これまでの取り組みの成果と課題を整理するとともに、国内外の情勢や県の動向などに鑑み、新たに2021（令和3）年度「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画では、SDGsの目標年が2030（令和12）年であることを踏まえ2030（令和12）年度を目標として、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図っています。

4 県の計画のポイント

県のプランにおいて、重点的に取り組む・新たに検討すべきテーマが以下のように挙げられています。

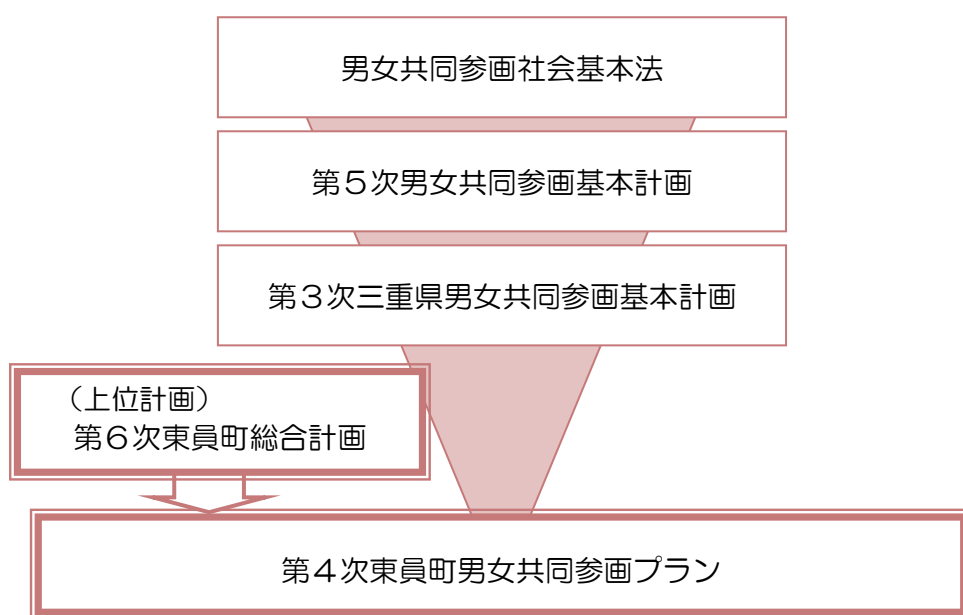
県
第3次三重県男女共同参画基本計画2021－2030
1 あらゆる分野における女性活躍の推進
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
3 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進
4 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
5 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

※県の重点事項：「第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」から抜粋

5 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」及び「三重県男女共同参画基本条例」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、この計画は、「第6次東員町総合計画」を上位計画とし、他の関連計画の内容との整合性を図りました。

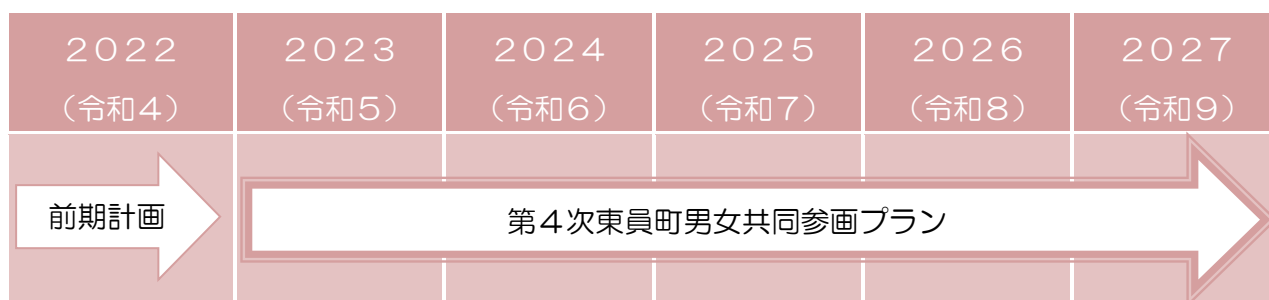


6 計画の期間

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

5年間で計画期間として設定します。計画最終年度の2027（令和9）年度には、各種施策・事業の進捗・実績評価に加え、県のアンケートなどにより住民意識の把握を行うことで計画全体の達成状況を評価し、その結果を基に次期計画の検討を行います。

計画期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直します。





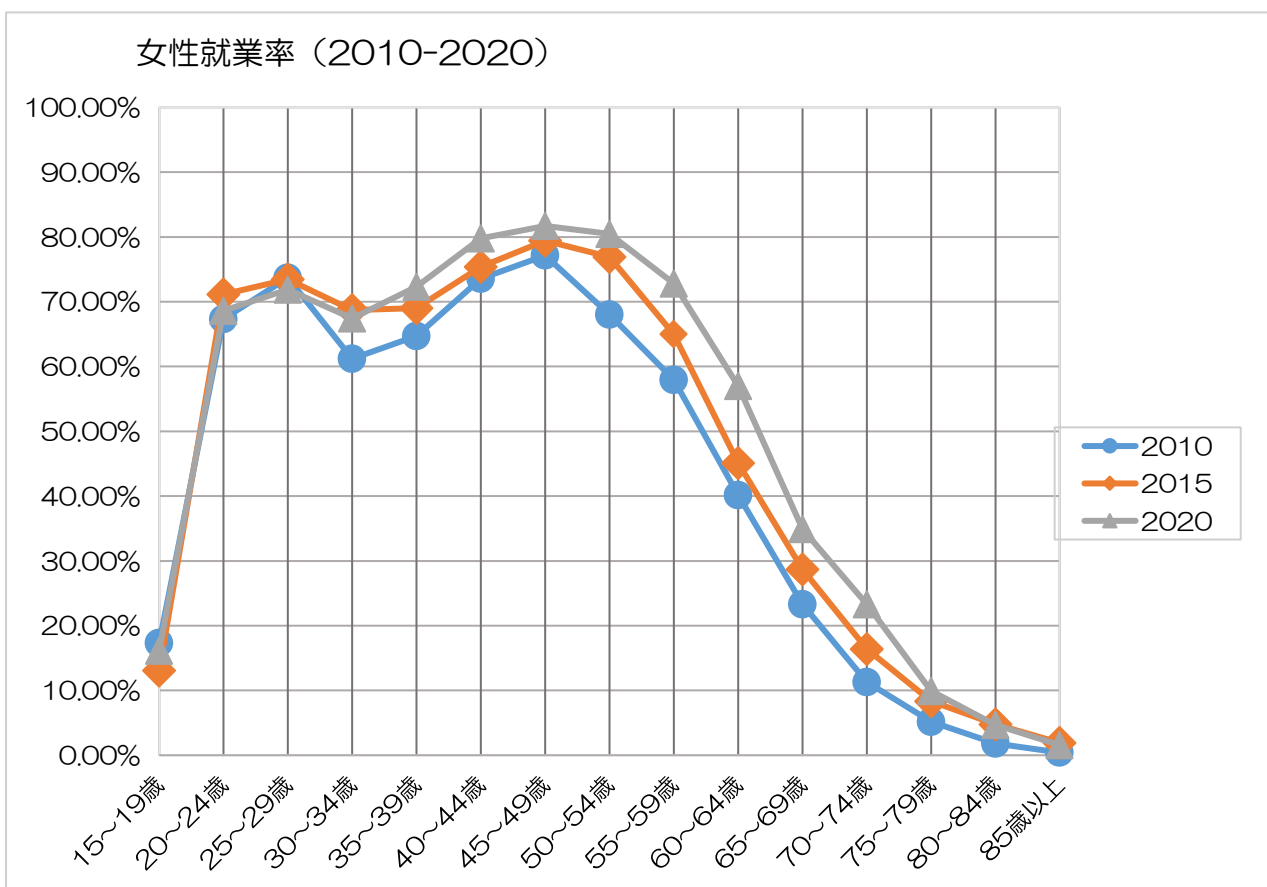
第2章 東員町の現状

1 人口・世帯・就労の状況

本町の人口は、国勢調査によると、2010（平成22）年度は25,661人、2015（平成27）年度は25,344人、2020（令和2）年度は25,784人となっており、横ばい傾向となっています。

世帯数は、2010（平成22）年度は8,580世帯、2015（平成27）年度は8,863世帯、2020（令和2）年度は9,539世帯と増加しています。

就業状況において、特に女性の年齢別就業率に着目してみると、2010（平成22）年の時点では30歳から34歳の就業率が極端に落ちるM字曲線になっていましたが、2015（平成27）年、2020（令和2）年においては、M字カーブは緩やかになっています。さらに、これ以降の世代でも増加の傾向が表れています。





第3章 プランの目標

1 基本理念

前回のプランでは、男女共同参画社会を実現することで、住民一人ひとりが自ら考え、自分とその周りの人々の個性や生き方を認め合い、お互いに思いやる心を、現在から未来へ『つないでいきたい』『つないでほしい』という想いを込めて、プランに基づき事業を推進してきました。

本町における男女共同参画事業にかかるプランの策定も第4次を迎え、15年を経過したところです。これまで、5年ごとにプランを策定し、庁内全体で関係事業を進めてきましたが、前回の第3次東員町男女共同参画プランを策定した時点の課題は、これからも継続して取り組むべき課題です。

近年、女性の社会進出や共働き世帯、ひとり親家庭、経済状況の悪化による生活困窮者の増加など大きく変化しています。

さらに、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大が国内に与えた影響について、令和4年版男女共同参画白書によると、生活面では家族の在宅時間の増加によるDV（ドメスティック・バイオレンス）などの家庭内トラブルの増加、就業面では女性の就業者が多いサービス業を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化するなど、男女共同参画事業の課題を露呈するものでした。

コロナ禍の生活形態の変化から露呈した様々な課題改善のための取り組みを進め、よりよい男女共同参画社会を実現するためには、自分と考え方が異なる人同士、『お互いを認め合う心』で強い関係性を築き、その絆でよい関係性を保ちつつ、住み心地のよいまちづくりを目指して本計画の基本理念を次のとおりに定め、これを実現するべく計画を推進していきます。

《男女共同参画社会の実現》

認め合う心と心でひろがる未来

2 基本目標

基本目標Ⅰ 人権を尊重し合うまちづくり

人権尊重や平等意識は、男女共同参画社会を築くための基盤となる考え方です。
しかし、固定的な性別役割分担意識や固定観念はいまだに根強く残っており、人々が個性や能力を発揮し活躍する妨げにもなっています。
一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の啓発に努め、人権を尊重し合うまちづくりの推進を図ります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり

男女共同参画社会の実現に向け、社会のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画・参加することが重要ですが、各分野において女性の参画が進んでいない現状があります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現も必要不可欠です。
女性の参画促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発活動に努め、あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくりの推進を図ります。

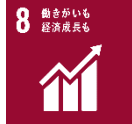
基本目標Ⅲ 多様な生き方を選択できるまちづくり

誰もが身体的特性を認め合い、相手への思いやりをもって生きていくことが大切です。さまざまな困難を抱える人たちが社会から孤立することがないように必要な支援や環境の整備をすることが必要不可欠です。
多様なニーズに対応した子育て支援の充実や、複合的に困難を抱える人への支援に努め、多様な生き方を選択できるまちづくりの推進を図ります。

基本目標Ⅳ 安全で安心して暮らせるまちづくり

誰もがいきいきと社会参画するためには、安全・安心が必要不可欠です。
配偶者などからの暴力（DV）や性犯罪、ハラスメントなどの暴力は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されることではありません。
参画・協働のまちづくりに向け、あらゆる暴力の根絶に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。

3 プランの体系

基本目標		
基本方針	具体的な施策	特に関連するSDGsの各ゴール
Ⅰ 人権を尊重し合うまちづくり		
①男女共同参画意識の啓発	1 男女共同参画講座などの開催 2 図書館での男女共同参画のPR 3 広報・HPなどによる男女共同参画の普及啓発 4 庁内の男女共同参画意識の醸成	   
②人権・男女共同参画教育の推進	1 幼児教育、学校教育を通じた人権・男女共同参画の啓発 2 小・中学生の自立心の養成 3 教職員等への研修の徹底	
③生涯を通じた男女共同参画に関する学びの機会の創出	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習の提供	
Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり		
①就労環境の整備	1 職場における男女共同参画の促進 2 農林・商工等自営業の女性労働環境整備の促進	   
②ワーク・ライフ・バランスの普及・推進	1 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 2 誰もが働きやすい職場づくりの推進 3 男性の育児・介護参画の促進	
③審議会などへの女性の積極的参画の推進	1 審議会・委員会及び自治会役員などへの女性参画の促進	
④管理職・管理部門などへの女性の進出促進	1 能力に応じた採用・昇格の徹底	

基本目標		
基本方針	具体的な施策	特に関連するSDGsの各ゴール
Ⅲ 多様な生き方を選択できるまちづくり		
①多様なニーズに対応した子育て支援の充実	1 子育てに関する学習機会と情報の提供 2 子育て支援サービスの充実	 
②生涯を通じた健康支援	1 生涯を通じた健康支援の充実 2 妊娠・出産などに関する健康支援 3 性と健康についての啓発	 
③複合的に困難を抱える人への支援	1 高齢者の自立支援・生きがいづくりの促進 2 介護サービス・介護予防事業の充実 3 障がい福祉サービスの充実 4 家族介護者への支援 5 ダイバーシティ社会の推進 6 ひとり親家庭などへの生活支援 7 ユニバーサルデザインのまちづくり	  
Ⅳ 安全で安心して暮らせるまちづくり		
①DV対策の充実	1 安心して相談できる窓口の充実と体制の整備 2 関係機関との連携による支援体制などの整備 3 あらゆる暴力を根絶するための意識啓発及び相談窓口や支援制度などの周知	 
②男女共同参画を踏まえた防災の充実	1 女性の視点を踏まえた防災計画の推進 2 避難行動要支援者対策の推進	  

4 目標指標

本計画においては、達成度に応じて施策の検討が行えるよう目標指標を設定します。計画の実効性を高めるため、中間目標値、目標値を設定し実績値を公表します。

◆基本目標Ⅰ 人権を尊重し合うまちづくり

目標項目	実績値 (令和3年度)	中間目標値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
男女共同参画講座などの開催回数 (回/年)	0回	2回	3回
広報とういんなどへの記事掲載回数 (回/年)	2回	4回	6回

◆基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり

目標項目	実績値 (令和3年度)	中間目標値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
男女共同参画啓発回数 (回/年)	2回	2回	2回
男性職員の育児休業取得者率 (%)	0%	20%	30%
審議会・委員会の女性の参画率 (%)	30%	35%	35%

◆基本目標Ⅲ 多様な生き方を選択できるまちづくり

目標項目	実績値 (令和3年度)	中間目標値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
子育て支援センターの父親利用数 (人/年)	84人	90人	95人
母子教室の開催回数 (回/年)	26回	26回	26回

◆基本目標Ⅳ 安全で安心して暮らせるまちづくり

目標項目	実績値 (令和3年度)	中間目標値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
育児相談の開催回数 (回/年)	12回	12回	12回
防災会議の女性の参画率 (%)	9%	27%	27%



第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重し合うまちづくり



基本方針① 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画を推進するためには、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが大切です。男女共同参画に関する各種講座や研修の実施、広報・啓発活動を通して、住民の意識啓発に努めます。

具体的な施策	担当課
施策1 男女共同参画講座などの開催 男女共同参画に関する講座やセミナー、イベントなどを開催します。さまざまな世代の方が参加できるように、時間帯やテーマに配慮して、託児などのサービスを充実させた講座を開催します。 ○男女共同参画講座などの開催	町民課
施策2 図書館での男女共同参画のPR 館内の特設コーナーを活用しPRを行います。 ○関連図書の紹介	社会教育課
施策3 広報・HPなどによる男女共同参画の普及啓発 「広報とういん」や「町ホームページ」など、あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する情報提供を行います。 ○広報とういんなどへの記事掲載	町民課
施策4 庁内の男女共同参画意識の醸成 庁内の研修と合わせ、国・県・関係機関などが主催する様々な研修への職員の派遣・参加を促進します。 ○男女共同参画に関する研修への参加	総務課

基本方針② 人権・男女共同参画教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の意識やお互いを認め合うことが大切です。子どもの頃から性別にとらわれず、多様な生き方を認め合い、個性を尊重する意識を養うため、人権や男女共同参画をテーマとした学習機会を創出します。

具体的な施策	担当課
施策1 幼児教育、学校教育を通じた人権・男女共同参画の啓発 人権尊重・男女共同参画・相互理解などに配慮した授業づくりを行います。また、性別にとらわれず、本人の主体的な選択を尊重した進路指導を徹底します。	学校教育課
施策2 小・中学校の自立心の養成 小学生・中学生を対象に、性別に関わらず自立心を養成するため、自立心向上推進事業を実施します。 ○自立心向上推進事業「弁当の日」の実施	学校教育課
施策3 教職員等への研修の徹底 教育や保育に携わる教職員等関係者を対象に、男女共同参画やセクシュアル・ハラスメントの防止、社会的・文化的差別あるいは性的偏見などに関する教職員研修を実施します。	学校教育課

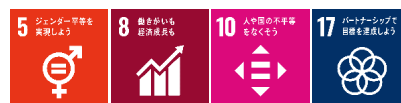
基本方針③ 生涯を通じた男女共同参画に関する学びの機会の創出

生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が確保されるよう、各種講座などを開催し、住民の男女共同参画意識の向上を図ります。

具体的な施策	担当課
施策1 男女共同参画の視点に立った生涯学習の提供 さまざまな世代の方を対象に男女共同参画や人権の視点に立った生涯学習の機会を提供します。 ○公民館講座の開催	社会教育課



基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり



基本方針① 就労環境の整備

女性の社会進出が進み、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」など法律面での男女平等が進んでいます。しかし、採用、労働内容、賃金、昇給、昇進など様々な面で、依然として男女を理由とする格差があり、不平等感の解消には至っていないのが現状です。このことから、職場における男女共同参画を進め、誰もが働きやすく、能力を発揮することができる就労環境の整備を図ります。

具体的な施策	担当課
施策1 職場における男女共同参画の促進 職場における男女共同参画を推進し、性別に関わらず採用・育成・昇格が行われ、男女が対等な立場で働くことができるよう、商工会などと連携し、啓発に努めます。 ○女性の就職サポート事業による啓発 ○多様で働きやすい職場づくり支援事業による啓発 ○月刊誌など広報媒体による啓発	町民課 産業課
施策2 農林・商工等自営業の女性労働環境整備の促進 農業、商工業に従事する女性が置かれている状況を把握し、労働環境の整備に向けて、情報提供や啓発を行います。 ○農村女性アドバイザーを通じた情報提供 ○農業委員会や農業経営への女性参画の促進	産業課

基本方針② ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

誰もが仕事、家庭生活、個人の生活を両立させ、自分らしい生活を送ることは男女共同参画社会を目指す上でも大切なことです。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、職場への働きかけや各種教室を開催します。

具体的な施策	担当課
施策1 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 働くすべての人が仕事と家庭や個人の生活の両立に向けて、商工会を通じて事業所がよりよい労働環境づくりを推進できるよう啓発を行います。 ○「みえの働き方改革推進企業」表彰制度の啓発 ○「えるぼし」マーク取得に向けた周知・啓発	産業課
施策2 誰もが働きやすい職場づくりの推進 職員の意識啓発と、行政職員の性別にとらわれない職域拡大や育児・介護休暇などの取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進などを図り、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。 ○男性職員の育児休業取得者率の向上	総務課
施策3 男性の育児・介護参画の促進 従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の普及を図るために、啓発や講座を充実します。 ○「マタニティ教室」への父親の参加の促進 ○「家族介護教室」への男性の参加の促進	子ども家庭課 健康長寿課

基本方針③ 審議会などへの女性の積極的参画の推進

女性が社会の政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要です。そのため、審議会や委員会及び自治会役員など、町に関わる重要な方針決定の場における女性の参画を進め、目標に向けて確実に進捗するよう努めます。

具体的な施策	担当課
施策1 審議会・委員会及び自治会役員などへの女性参画の促進 女性委員の少ない審議会・委員会及び自治会役員などへの女性の参画率の向上を図るため、関係各課に働きかけを行います。 ○審議会・委員会の女性参画の促進 ○自治会役員の女性参画の促進	町民課

基本方針④ 管理職・管理部門などへの女性の進出促進

本町における管理職の登用において、性別にとらわれることなく昇進や昇格が行われ、個人の能力や適性を公平に評価し、管理職にふさわしい人材の登用を継続します。

具体的な施策	担当課
施策1 能力に応じた採用・昇格の徹底 性別に関わらず、能力に応じた採用・昇格を継続して徹底し、無意識の偏見の解消と性別にかかわらず誰もが活躍できる組織づくりを推進します。 ○事務職員の女性管理職などの比率の向上	総務課

基本目標Ⅲ 多様な生き方を選択できるまちづくり



基本方針① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

女性の社会進出が進んでおり、多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、様々な保育・子育て支援サービスを充実させます。また、子育てに関する講座などを開催し、誰もが子育てに参画する意識の向上に努めます。

具体的な施策	担当課
施策1 子育てに関する学習機会と情報の提供 子育てに関する講座などを開催し学習機会を提供します。子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を広報などで情報発信します。 ○子どもの権利講演会の開催 ○親子ミニサロンの開催	学校教育課 子ども家庭課
施策2 子育て支援サービスの充実 待機児童ゼロを目指し、保育園で保育に欠ける児童の受け入れを随時実施していきます。また、病児保育、一時保育、学童保育、障がい児保育の実施や、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの運営など、保護者の幅広い保育ニーズに対応できるよう、子育て支援サービスを充実します。図書館の開館日、開館時間に合わせて、乳幼児の親子にプレールームを開放し親同士のコミュニケーションや子どもの感性と成長を育むための場を提供します。 ○子育て支援センターの利用の促進（父親含む） ○プレールームの利活用の推進	学校教育課 子ども家庭課 社会教育課

基本方針② 生涯を通じた健康支援

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが健康で充実した生活を送ることが大切です。そのためには、全ての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康支援の充実を図ります。

具体的な施策	担当課
施策1 生涯を通じた健康支援の充実 性別に関わらず、すべての人がそれぞれのライフステージに対応した適切な健康の保持ができるように健康支援や気軽に相談できる体制を整備します。 ○特定健康診査、特定保健指導の実施 ○こころの相談窓口の実施 ○フレイル予防の普及・啓発	保険年金課 健康長寿課 地域福祉課
施策2 妊娠・出産などに関する健康支援 男女共同参画の視点に立った母子保健事業などの充実を図ります。 ○母子保健事業の充実	子ども家庭課
施策3 性と健康についての啓発 学校などとの連携を図り、お互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような情報提供を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（＊１）に関する正しい理解の普及と意識の定着に努めます。 ○小学校・中学校における思春期保健事業の実施 ○乳児の保護者向け性教育講座の実施	子ども家庭課 学校教育課

（＊１）１９９４年にカイロで開かれた国際人口開発会議で提唱された概念。「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。すべての人が、自身の子どもの数や出産間隔・時期を、自由に責任をもって決めることができる権利のことをいう。

基本方針③ 複合的に困難を抱える人への支援

近年、厳しい経済・雇用情勢の中、単身世帯・高齢世帯やひとり親世帯、障がい者を抱えた世帯や非正規雇用労働者などが増加し、貧困など生活でさまざまな問題を抱える人達の深刻化が懸念されています。また、最近では多様な考え方が高まる一方で、LGBTなどへの偏見に苦しむ声などがあげられており、性の多様性を正しく理解し認め合えるよう努める必要があります。このようなさまざまな困難にある人達が、自立して本町で生活することができるように、必要な支援や環境の整備を行い、ユニバーサルデザイン（＊２）のまちづくりを進めます。

具体的な施策	担当課
施策１ 高齢者の自立支援・生きがいづくりの促進 充実した生活を送ることができるよう、自立支援体制を整備します。また、生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促します。 ○シルバー人材センター、シニアクラブとの連携・補助 ○おでかけ元気パス事業の実施	健康長寿課
施策２ 介護サービス・介護予防事業の充実 介護が必要な高齢者も、介護が必要になる可能性がある高齢者も、安心して自立した生活を送ることができるよう、介護サービス、介護予防事業などの充実を図ります。 ○介護保険サービスの実施 ○日常生活用具給付事業の実施	健康長寿課
施策３ 障がい福祉サービスの充実 障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障がいの程度に応じた適切な障がい福祉サービスの提供を推進します。 ○障がい福祉サービスの利用支援	地域福祉課

（＊２）ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

具体的な施策	担当課
施策4 家族介護者への支援 高齢者を介護している家族を対象に、介護に関する知識・技術の習得や相互の交流を図るため、講座やリフレッシュ事業を実施し、家族介護者の負担軽減を図ります。 ○家族会議教室の実施 ○家族介護支援事業の実施	健康長寿課
施策5 ダイバーシティ社会の推進 性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。 ○性の多様性に関する啓発・情報提供の充実	町民課
施策6 ひとり親家庭などへの生活支援 ひとり親家庭をはじめ多様な家庭の生活の安定と向上を図るため、相談体制と交流機会などの情報提供を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、多様な生活支援を推進します。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付相談	子ども家庭課
施策7 ユニバーサルデザインのまちづくり 社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。	建設課

基本目標Ⅳ 安全で安心して暮らせるまちづくり



基本方針① DV対策の充実

男女共同参画社会の実現には、誰もがお互いの性を十分理解し、尊重し合う意識が必要です。しかし、現実にはDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、性別に起因する暴力は完全に根絶されていません。DVなどの人権侵害に対する防止・予防対策を行うとともに、性別による権利侵害や暴力の根絶に向けた取り組みを進めていきます。また、相談窓口の確立と被害者に対する自立支援体制を充実し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

具体的な施策	担当課
施策1 安心して相談できる窓口の充実と体制の整備 被害者等が身近なところで安心して相談できる事業を実施し、あらゆる暴力の早期把握・早期支援に努めます。また、対応する職員などの資質向上と体制の整備に努めます。 ○育児相談の開催	子ども家庭課
施策2 関係機関との連携による支援体制などの整備 要保護児童等対策地域協議会を通じ、関係機関相互の連携を強化し、対象者が自立した生活を送れるよう、切れ目のない支援に努めます。 ○要保護児童等対策地域協議会の開催	子ども家庭課
施策3 あらゆる暴力を根絶するための意識啓発及び相談窓口や支援制度などの周知 配偶者などからの暴力をはじめとするあらゆる暴力や人権侵害を許さないという意識の浸透を図るため、「広報とういん」や「町ホームページ」などを通じた啓発を行うとともに、各種広報媒体により相談窓口や支援制度の周知を図ります。 ○広報とういんなどへの記事掲載 ○パープルリボン、オレンジリボンの周知・啓発	子ども家庭課

基本方針② 男女共同参画を踏まえた防災の充実

近年、全国各地で地震などの自然災害が頻発しており、防災意識が高まりつつあります。しかしながら、過去の災害時において女性が避難生活を送る上でさまざまな問題が浮き彫りになりました。女性の視点・ニーズを踏まえた防災体制を整えるために、女性の意見を積極的に取り入れ、防災対策を充実させます。

具体的な施策	担当課
施策1 女性の視点を踏まえた防災計画の推進 地域防災計画の策定と推進の過程に女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。 ○防災会議の女性参画の促進 ○地域防災計画の見直し	総務課
施策2 避難行動要支援者対策の推進 災害時に支援を必要とする方について、地域での援護を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、援護の体制について検討します。	総務課 健康長寿課 地域福祉課



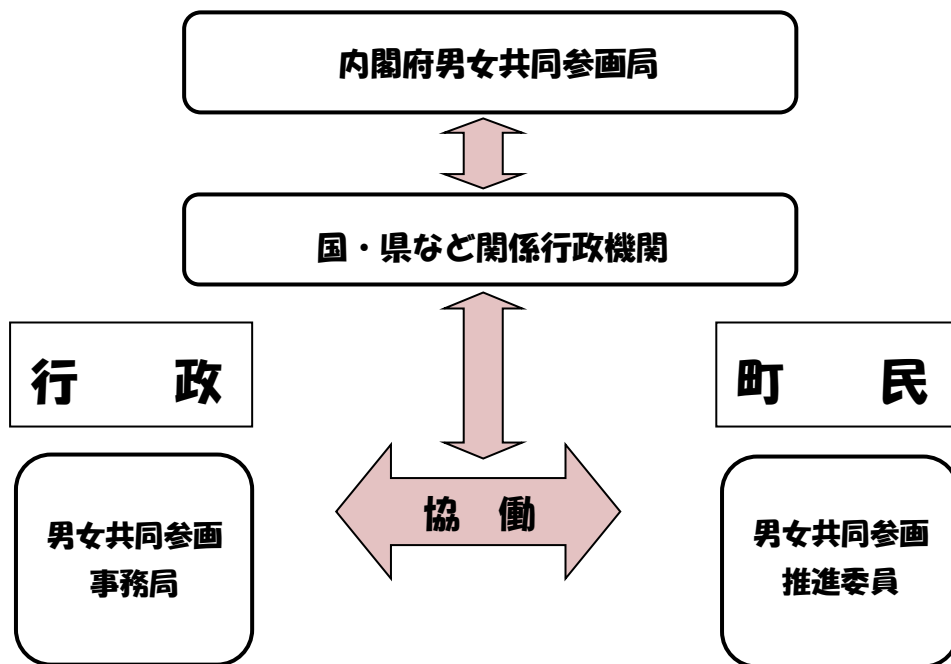


第5章 推進体制

1 プランの推進

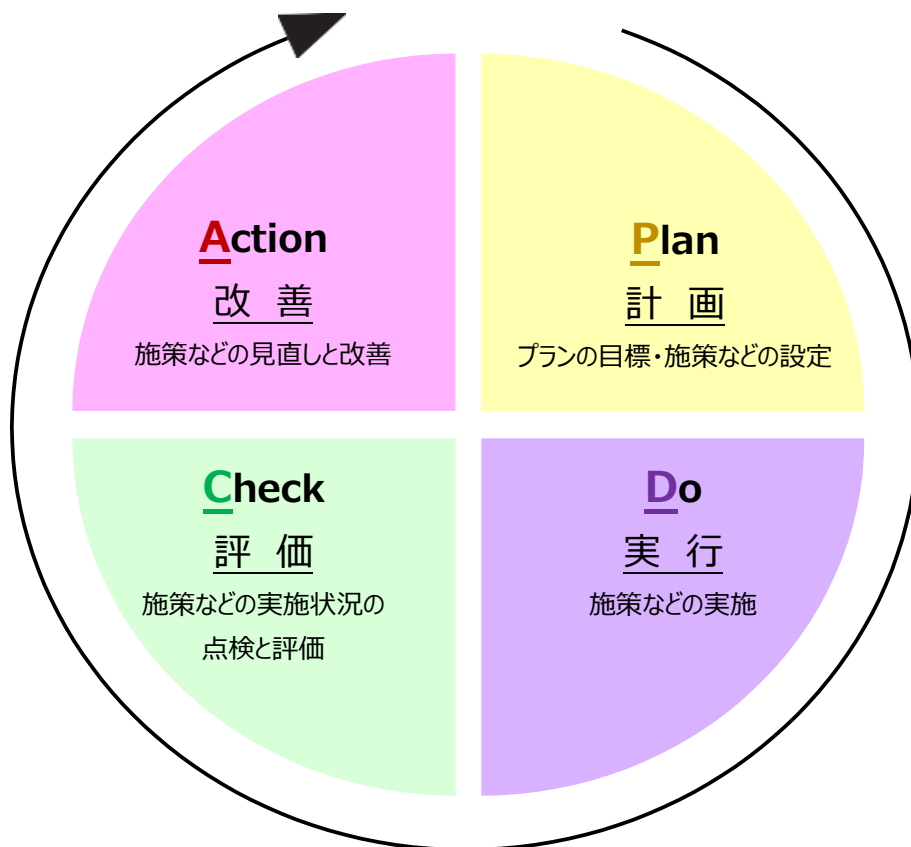
男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、福祉など、広範囲な領域にわたっています。そのため、全庁的な体制及び住民との連携が必要不可欠です。課題が広範多岐にわたるため、本町の取り組みだけでは解決につながらないこともあり、横断的な協力体制が重要です。国や県、近隣市町などと連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

《推進体制イメージ図》



2 PDCAサイクル

本プランにおける各施策の進捗状況について、「PDCAサイクル」に基づく定期的な点検・評価・改善に取り組み、結果を公表します。





第6章 資料編

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)

にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施す

る責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

- 1 略

- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第1, 301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1, 344条 第71条から第76条まで及び第1, 301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1, 305条、第1, 306条、第1, 324条第2項、第1, 326条第2項及び第1, 344条の規定 公布の日

2 東員町男女共同参画推進条例

平成31年3月22日

条例第1号

「男女共同参画社会」とは、男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

私たち一人一人が「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むことで、地域、家庭、職場、学校等あらゆる場面で、男女が対等なパートナーとして個性と能力を発揮し、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会になります。

ここに私たちは、すべての人が連携し、及び協力して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町民、事業者及び町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、町民、事業者及び町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に喜びも責任も分かち合うことをいいます。
- (2) 町民 町内に住む人、働く人又は学ぶ人をいいます。
- (3) 事業者 町内において、営利又は非営利を問わず、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (4) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力) 配偶者、恋人等の親密な関係にある人に対しての身体的、精神的、性的、経済的又は社会的暴力をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ) 性的な言動により、他の者に不快感若しくは精神的苦痛を与えること又は相手方の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 男女が性別により差別されことなく、個人として尊重され、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- (3) 男女が対等な社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他活動とを両立できる社会環境の整備を行うこと。

(町民の役割)

第4条 町民は、男女共同参画社会についての意識を高め、社会のあらゆる分野に自ら参画し、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する施策に協力するように努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、男女共同参画社会についての意識を高め、男女がその事業活動に関して、対等に参画する機会を確保し、職業生活における活動と家庭生活における活動その他活動とを両立して行うことができる職場環境づくりに努めるとともに、町が実施する施策に協力するように努めるものとします。

(町の役割)

第6条 町は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。

2 町は、男女共同参画を推進するための施策を実施するにあたり、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めるものとします。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により、互いに人間としての尊厳を損なうことのないようにしなければなりません。

- (1) 性別による差別的な扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別による権利侵害に係る行為

(啓発活動の充実)

第8条 町は、男女共同参画社会の高揚を図るため、国、県及び関係団体等の連携を深め、きめ細やかな啓発活動の取組とその充実に努めるものとします。

(推進体制の充実)

第9条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を適確に実施するため、推進体制の充実に努めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

<参考> SDGs の各ゴール



貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



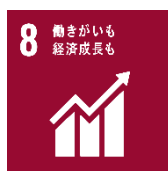
ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る



人や国の不平等をなくそう
国内および各国間での不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



つくる責任 つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する



気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第4次東員町男女共同参画プラン

令和5年3月

東員町役場 町民課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電話: 0594-86-2806 ファックス: 0594-86-2851

